

定 款

(名称)

第1条 本社は、睦ハムクラブという。

(事務所)

第2条 本社の事務所は、岐阜県関市志津野 174 石竹貞次方 JH2UPC局内に置く。

(目的)

第3条 営利を目的とせず、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、併せて無線科学の向上と発展に貢献すること

(事業)

第4条 本社は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (一) アマチュア無線局の設置と運用
- (二) アマチュア無線についての調査研究
- (三) その他本社の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 本社の会員は正員とする。

正員は、アマチュア局の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者

(会費)

第6条 会員は、次の会費を納めるものとする。

会費 (年額) 3,000円

- (一) 仮入会者の会費は免除することとし、仮入会期間中にクラブ主催の各種行事に参加した場合は、応分の費用を負担するものとする。
- (二) 年度途中に入会した場合会費は、月割りで会費を納める。

(会員の資格取得)

第7条 会員の資格を得るための条件

- (一) 会員の資格を得ようとする者は、会員の紹介を得て入会手続きを行うものとする。
- (二) 入会手続きが行われた後、最大1年間は仮入会の期間とする。
- (三) 入会の承認は、期間中の総会又は臨時総会（書面表決を含む）において行うのとし、会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の場合資格を失う。

- (一) 毎年5月末日までにクラブ会費を納めなかったとき。
- (二) 死亡したとき
- (三) 電波法及びその他の法令に違反し、会員として相応しくない行為が認められたとき。
- (四) クラブの健全な運営に支障を来すような言動が認められると、理事会において判断されたとき。

(仮入会期間における資格の喪失)

第9条 仮入会の期間において、次の行為が有った場合には、入会を認めないものとする。

- (一) 電波法及びその他の法令に違反し、仮入会員として相応しくない行為が認められたとき。
- (二) クラブの健全な運営に支障を来すような言動が認められると、理事会において判断されたとき。
- (三) アマチュア無線活動を著しく傷つける行為が認められたとき。

(会員の権利)

第10条 本社の設置するアマチュア無線局その他の設備の利用及び総会の決議権を行使すること。

(役員)

第11条 本社に次の役員を置く。

- (一) 理事 6名
- (二) 監事 1名

(役員を選出)

第12条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- (一) 理事と監事は、会員の中から選出する。
- (二) 会長、副会長、会計及び企画推進担当2名及びロールコール管理担当は、理事の互選により選出する。

(役員任期)

第13条 役員任期は5年とし、再任を防げない。

(役員業務)

第14条 役員業務は、次の通りとする。

- (一) 会長は、本社を代表し、業務を掌理総括する。
- (二) 理事は、会長を補佐し、本社の業務を執行する。
- (三) 監事は、会計及び理事の職務を監査する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が招集し、本社の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第16条 会員総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (一) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- (二) 臨時総会は、理事会または会員の2分の1以上から理由を付して要求が有った時に開催する。
- (三) 臨時総会は、開催に時間的余裕がない場合、書面表決をもって実施することができる。

(議決方法)

第17条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)

第18条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

- (一) 事業計画、予算、決算。
- (二) 定款の変更。
- (三) 会費、重要な財産の得喪、変更。
- (四) 解散

(資産)

第19条 本団体の資産は、設立当初の借用財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第20条 本団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第21条 会長は、次の場合はすみやかに総務大臣に届けること。

- (一) 構成員に変更があったとき。
- (二) 定款または理事を変更しようとするとき

附則

2005年4月

2013年4月 第7条 変更

2014年3月 第6、7、8、9条変更及び追加

2022年3月 第13条 変更